

一般質問通告書

令和 元年 11 月 19 日

琴浦町議会議員 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 前 田 敬 孝

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. 持続可能な開発目標のゴール4「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」について	17のゴールのうち、目標4に位置付けられているのが教育である。「質の高い教育をみんなに」という簡単なキャッチフレーズでまとめられているが、その下にある10の具体的な目標まで深読みしてこそ、教育がすべてのSDGsに直接的、間接的につながり、17すべての目標の達成に貢献することが理解できる。日本ではこの目標4は、ある程度達成されているという見方もあるが、現実はずしもそうではない。様々な理由で勉強がしたくても学校に行けない。発達障害により識字が苦手。病気で長期にわたって入院を強いられるなど、見落としがちな問題が多々ある。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の理念は「だれひとり取り残さない」である。先に施行された「教育機会均等法」とも大いに関係がある。そこまで掘り下げてSDGs推進の指揮を執る覚悟があるかどうか、町長の見解を伺う。また、教育も大きく変わろうとしている。SDGsと連動するESD(持続可能な開発のための教育)の概念を取り入れた「学習指導要綱」が施行されるが、「誰一人取り残さない教育」実現に向けた教育長の所見と将来に向けた「生涯学習」のあるべき姿を伺う。	町 長 教育長

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
<p>2. 総合戦略の中の持続可能な開発目標の位置づけと、進捗状況について</p>	<p>持続可能な開発目標（SDGs）の考えを取り込みながら作業を進めるということだったが、来年度改定される「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の柱になると期待している。2030年までに琴浦町が持続可能な開発目標を達成するためには、行政だけでなく民間や教育機関、市民団体そして、町民一人一人が自分事としてとらえ、チーム琴浦となって目標に向かわなければならない。改めて2030年の琴浦町のあるべき姿と、総合戦略の中のSDGsの位置づけ、さらにその進捗状況を伺う。</p>	<p>町 長</p>

一般質問通告書

令和 元年 11 月 19 日

琴浦町議会議員 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 青 亀 壽 宏

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. 上伊勢境界確定に伴う登記完了後の措置等について	<p>本件は、過去の地籍調査の誤りにより町道と民地の境界が動かされたことの是非が争われ、地籍調査前の境界が真正なものとして確定、登記も元に戻された一連の問題である。</p> <p>① 行政の行う事務・事情であっても誤りによって間違った処分や決定に至る場合がある。そういった場合の是正方法は一定の基準があるものと思うが基準の内容を示されたい。</p> <p>② 今回の場合、地裁判決で町は敗訴となったが即刻高裁に控訴して敗訴、上告断念で境界は元の位置に確定した。私人なら考えられない控訴に税金を使ってもやらなければならない理由・根拠を提示されたい。</p> <p>③ H25 年 1 月 17 日付けで税務課地籍調査係から出された「地籍調査は正しい」という虚偽公文書が撤回されていない。高裁まで争い否定された公文書が放置されている。打ち消す措置が必要ではないか。</p> <p>④ 町長は、一連の節目で住民の“多数”をよりどこに重要な政治判断を行う癖が垣間見える。「多数意見と絶対真理」の関係についての考えを問う。</p>	町 長

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
<p>2. 農業振興地域除外事務の円滑な実施について</p>	<p>① 農業振興地域除外手続きは農林水産課の日常業務だが、農振地域の定期見直しや日常見直し実施のための申請はどのように受け付けているのか。</p> <p>② 農振地域除外の申請を受け付けた場合、回答は15日以内で、期限内に回答して30日の公告期間を置き、15日以内の「異議申し立て期間」が必となっているが、申請の実態と回答など農業振興地域除外の事務の実際はどうなっているのか。</p>	<p>町 長</p>

令和元年 12 月定例会

一般質問通告書

令和 元年 11 月 20 日

琴浦町議会議員 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 手 嶋 正 巳

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. 企業誘致について	企業誘致が中途半端な状況になっていると感じている。 町長はどのような活動をされているのか、報告もなく全然わかりません。 ①現在の状況はどのようになっているのか。 ②今後どのように推進していくのか。	町 長
2. 農業振興地域農用地区域除外について	農業振興地域農用地区域に企業が進出されようとしているが、次の項目について町長の見解を伺う。 ①現在、どのような状況になっているのか。 ②今後の見通しについて。	町 長

一般質問通告書

令和 元年 11 月 21 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 福本 まり子

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. 消費税増税後の対策は適切なものか。	<p>消費税増税を見込み、9 月までは大型商品等の駆け込み購入が多少なりとあった。</p> <p>10 月からは、増税による景気の冷え込みを懸念して、自動車や住宅の購入に対し減税するという政策が用意されたところである。</p> <p>低所得者層向けでは「プレミアム付き商品券」でお得感を打ち出している。</p> <p>さらには、「キャッシュレス決済」を推し進めるために、さまざまな対策がとられている。マイナンバーカードにおいてもポイント還元事業の仕組みが盛り込まれようとしている。</p> <p>いずれにしても、メリット・デメリットはあり、町民にとってこれらの施策は、果たして有効なものなのか、置き去りにされる人たちが出るのではと危惧する。</p> <p>町の対策を伺いたい。</p> <p>①低所得者層向け「プレミアム商品券」の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none">・対象世帯数／全世帯数・実施期間・使用可能範囲・申請済み件数 <p>②キャッシュレス決済対応事業所の状況</p> <ul style="list-style-type: none">・対応済み事業所数／町内全事業所数・実施予定事業所数（3 月末までを目途に）	町 長

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
	<p>③スマホ決済またはクレジット決済利用者数 ・事業所等への聞き取りによる数 (不可能であれば無理に求めない)</p> <p>④マイナンバーカード化の普及率と今後の利用 ・カード化実施済み件数/通知書交付件数 ・マイキーID 取得方法、制限の有無</p> <p>⑤特定の人しか関心を示さないことが、町民の不公平を生むことにならないか。 支払いは現金でないと…、スマホは持っていない、など、キャッシュレス対応に不安を抱える人がまだまだ多いように思う。 ・推進、啓発の体制は？</p>	
<p>2. 田中教育長の新たな教育方針や具体的な試みを伺う</p>	<p>令和元年 10 月 27 日から教育長になられたばかりだが、学校教育、社会教育、地域づくり等にかける思いを伺いたい。</p> <p>今、子どもたちを取り巻く環境は豊かとは言い難く、2018 年度の小・中・高・特別支援学校におけるいじめは文科省調査で過去最多の 5 4 万件を超えたと発表。不登校や引きこもり、何らかの要因で自死する子ども、そして犯罪に巻き込まれるニュースを目にするたびに心が痛み、おだやかでられない。</p> <p>昨年の本町のいじめ問題にしても、長期化し、ようやく処分が出たとはいえ、けっしてこれで解決したとは言える状況ではない。</p> <p>また、教員についても働き方改革やハラスメント規制法等が成立したにもかかわらず、長時間労働やハラスメントで健康にも影響がでている事案が報告されたりしている。最近では、神戸市での教員同士のいじめが記憶に新しいところだ。</p> <p>さらには、公民館活動、人権問題、同和問題等、従来行ってきたことの見直しや変革が求められている。</p> <p>大きくは以上のようなことをふまえ、教育長としてどう臨んでいくのか伺いたい。</p>	<p>教育長</p>

一般質問通告書

令和 元年 11 月 21 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 押 本 昌 幸

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. 山陰道工事時に発掘された遺跡等について	① 9/28「古代山陰道ウォーク」の参加者数、および他課との連携は。 ② 「井図地頭・井図地中ソネ遺跡」「笠見第3遺跡」「久蔵峰北・蝮谷・岩本遺跡」「八橋第8・9遺跡」の特徴はどうとらえているか。 ③ それらの、現状・広報・他課との連携。	町 長 教育長
2. EM菌の扱いについて	「環境衛生係」(安心・安全で暮らせるまちづくり) 「3. コトウラ環境リサイクルの会への事業委託」の ① 事業内訳。 ② その科学的根拠。	町 長
3. 中学校の制服について	① 9/6 付け日本海新聞記事「選択制を検討」について、内容の確認と、進展状況について。 ② 制服の購入方法。	教育長

令和元年 12 月定例会

一般質問通告書

令和 元年 11 月 21 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 角 勝 計 介

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. 死後の行政手続きについて	配偶者、親などが亡くなった後おこなう行政手続きの負担を軽くできないものか。先進自治体の取り組みと比較し、問題点・改善点を伺う。	町 長
2. 和牛の遺伝資源保護、また和牛ブランド確立の手法について	遺伝資源を保護するための新契約制度の有効性と問題点について。 また、日本一の産肉能力（肉質）牛を生んだ町として今後の展望を伺う。	町 長
3. 家畜伝染病について	鳥インフルエンザ・豚コレラなど、いつ発生してもおかしくない状況下、町としての防疫、対応について伺う。	町 長

一般質問通告書

令和 元年 11 月 21 日

琴浦町議会議員 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 大 平 高 志

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. 町民生活課の復活の考えは	総務課が戸籍事務を行うなど疑問に思われる声も町民から聞く。やはり年金や戸籍などワンストップで行える課の復活が必要と思うが、そのような考えはないのか町長に問う。	町 長
2. 学校給食費の公会計化について	文科省は令和元年 7 月 31 日、給食費の徴収・管理業務について「公会計化」の導入を求める通知を出し、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を公表した。そこで下記について教育長の見解を伺う。 ①通知に対する見解と給食費の公会計化導入に向けての見通しは。 ②学校給食費の徴収方法と徴収状況は。 ③未納者に対し、徴収方法で工夫していることは。 ④公会計化により見込まれる効果と課題は。	教育長
3. 同和対策事業について	平成 30 年 12 月 5 日部落解放総合施策及び 2019 年度解放事業要請について（回答）内に固定資産税減免を事前に約束したくだけがあるが、これは事実か。 事実とした場合、議会では廃止が決議されているが民間運動団体と議会の議決とどちらが重たいか。 減免申請通知が個別に役場から発送されていることを確認しているが、対象者を何故知りうるのか。差別につながる民衆調査のための台帳等を役場が保有しているということか。 これまでの議会の議論を踏まえ、固定資産税減免をやめる考えはないのか伺う。	町 長

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
4. コンプライアンスについて	<p>①「6月11日に発生した町議会議員による差別事象について」「報告書」の内容について県は記載にあるような事実はないと報告された。また取り下げ書にも内容に間違いがあったとのくだりがあるが、これは間違っただけで作成し報告したことになるが、これは重大なコンプライアンス違反と思うが町長の見解を伺う。</p> <p>②「6月11日に発生した町議会議員による差別事象について」「報告書」内で4月4日(木)午後1時から午後1時30分 副町長、人権・同和教育課長、教育総務課長(前人権・同和教育課長)が議会へ申し入れを行った。(対応は、議長・議会事務局長)</p> <p>(議長) 議員を対象に、この事象を教材とした研修会を実施する、と記述がある。この中で議会側の取り組みとして「議員を対象に、この事象を教材とした研修会を実施する」「この事象について議員一人一人から意見を聞く」「今後、議員を対象とした人権・同和教育研修会を年1回以上実施する」と記載されており、平成30年12月5日部落解放総合施策及び2019年度解放事業要請について(回答)にも同様の趣旨が記載されているが、議長は「この回答文章は、担当課(人権・同和教育課長)が書いた文章だと思うが、私(議長)に事前に協議してきた訳でもなく、何ら報告も受けていない。」と報告された。これは議長の名を騙り、公文書を作成するという重大なコンプライアンス違反であるが所管する教育長はどう責任を取るつもりか伺う。</p>	町長 教育長

一般質問通告書

令和 元年 11 月 21 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 高 塚 勝

次の事項について質問します。

質問項目	質問内容（要旨）	答弁者
1 監査報告について	議会が行った監査請求の「琴浦町で行っている同和对策事業の業務・事務の運用状況について」の報告書で指摘された事項に、どのように対応しているか。	町 長 教育長
2, 琴浦町差別事象対策委員会について	<ul style="list-style-type: none">・令和元年 9 月 2 日開催の委員会の報告書によると、県等に提出された報告書は取り下げたのに、平成 31 年 3 月の委員会の協議結果は変わらないとあるが何故か。・委員会の委員の構成は中立性が保たれていないのでは、見直すべきでは。	町 長
3, 差別等の解消について	<ul style="list-style-type: none">・LGBT 及び色弱者の方々に対する町の具体的な取り組みはどうなっているか。・同性パートナーシップ証明制度を導入すべきでは。	町 長 教育長 町 長
4, 日本遺産加入について	大山エリアが、「地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」のテーマで日本遺産に認定された。構成文化財として大山道（川床道）が入っている。しかし、大山町側は入っているが大休峠の東側の琴浦町は入っていない、追加申請すべきでは。	町 長

一般質問通告書

令和 元年 11 月 21 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 桑 本 始

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. 大人のひきこもり 今、日本に潜む大問題 について (訪問治療と藤里方式 という新たな模索)	(社協の常識を変えた地域福祉実践論) ①全国で、ひきこもり者数が 115 万人 (県下 685 人の内、琴浦町 18 人のひきこもり対策は。) ②「藤里方式」について。 (秋田県藤里町 113 人のひきこもりを社協が福祉職の 常識を変え 1/3 を就職させたという地域福祉実践) ③「藤里方式」取り組み事例について、町長の見解を 伺う。(機能する組織づくり、実践的人材育成) (「こみっと」福祉拠点にひきこもり者を登録し、施 設においてひきこもり者職業体験カリキュラム、若者 訓練、機能訓練、就労支援等による機能する組織づく り、ホームヘルパーの意識改革、各種福祉資格の取 得、一般職員、管理職の人材育成) ④町民すべてが生涯現役をめざせる町づくりについて 町長の見解を伺う。 (町の特産品「白神まいたけ」の製造販売で町に貢献)	町 長